

岐阜県公報

目次

告示

鳥獣保護区の存続期間の更新
 特別保護地区の指定
 特定猟具使用禁止区域の指定

(環境生活政策課) 一
 (同) 四
 (同) 四

号外(一) 令和四年十一月一日

告示

岐阜県告示第三百八十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

令和四年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
長良川鳥獣保護区	岐阜市芥見地内の主要地方道川島三輪線の長良川に架かる藍川橋の左岸詰めを起点とし、同所から県道上白金真砂線を南進し長良川左岸堤防道路に至り、同道路を南西進し兎走山麓に至り、同所から同山麓に沿う東海自然歩道を西進し市道古津日野新田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し再び県道上白金真砂線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道上材木町鏡岩線との交点に至り、同所から同市道を西進し長良川左岸堤防道路に至り、同道路を西進し長良橋(国道二五六号)との交点に至り、同所から同国道を南進し岐阜中警察署長良橋交番を経て市道大宮町一丁目茶屋新田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し金華橋、忠節橋、鏡島大橋、河渡橋及び穂積大橋を経て長良大橋との交点に至り、同橋を西進し大垣市墨俣町と岐阜市との境界に至り、同所から同境界を北進し岐阜市と大垣市墨俣町及び瑞穂市との境界に至り、同所から岐阜市と瑞穂市との境界を北進し岐阜市河渡地内の県道墨俣合渡岐阜

<p>百年公園鳥獣保護区</p>	<p>線との交点に至り、同所から同県道を北東進し河渡橋、寺田橋及び鏡島大橋を経て国道一五七号との交点に至り、同所から同県道を東進し忠節橋の北詰を経て県道墨俣合渡岐阜線との交点に至り、同所から同県道を東進し金華橋を経てさらに北東進し長良橋北詰において主要地方道岐阜美濃線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し鶴飼大橋、千鳥橋を経て藍川橋北詰において主要地方道川島三輪線との交点に至り、同所から同県道（藍川橋）を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>土岐鳥獣保護区</p>	<p>関市小屋名地内の字崩し、西植田、小洞、東植田、花之木、松木洞、柿ヶ子及び法田並びに山田地内の字久寿志、鳥屋洞、美津洞、一本木、九反田及び太田のうち岐阜県百年公園の区域</p>	<p>土岐鳥獣保護区</p>	<p>土岐市土岐津町地内の土岐川に架かる中央橋南の県道武並土岐多治見線と主要地方道土岐停車場細野線との交点を起点とし、同所から両道の重複区間を東進し土岐川に架かる三共橋の南約百メートルの地点に至り、同所から主要地方道土岐市停車場細野線を南進し市道六二三八三号との交点に至り、同市道を東南進し主要地方道土岐市停車場細野線との交点に至り、同主要地方道を西進し市道六二三八一号との交点に至り、同所から同市道を南進し主要地方道多治見恵那線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し市道二二三六号との交点に至り、同所から同市道を北進し主要地方道土岐足助線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し県道武並土岐多治見線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>釜戸鳥獣保護区</p>	<p>瑞浪市釜戸町地内の主要地方道恵那御嵩線と国道一九号との交点を起点とし、同所から同国道を南西進し釜戸町と日吉町との境界に至り、同所から同境界を北進し釜戸町と日吉町と大湫町との交点に至り、同所から釜戸町と大湫町との境界を東進し市道足又線に至り、同所から同市道を東南進し市道足又逆川線を経て主要地方道恵那御嵩線との交点に至り、同所から同主要地方道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>上矢作大船山鳥獣保護区</p>	<p>恵那市上矢作町高井戸地内の暗井沢林道五号橋左岸側を起点とし、同所から上財産区有林と私有林との境界を東進した後北東進し上財産区有林と恵那市有林との境界に至り、同所から恵那市有林と私有林との境界を北東進し上村恵那国国有林と恵那市有林との境界に至り、同所から同境界を東南進し恵那市有林と上財産区有林との境界に至り、同所から上財産区有林と上村恵</p>
<p>日影平鳥獣保護区</p>	<p>那国国有林との境界を東南進し上財産区有林と恵那市有林との境界に至り、同所から恵那市有林と上村恵那国国有林との境界を北東進した後南進し恵那市有林と私有林との境界を南西進し上財産区有林との境界に至り、同所から同境界を南西進し大漕沢に至り、同所から同沢を南西進し上財産区有林と私有林との境界に至り、同所から同境界を西北進した後西進し上財産区有林と恵那市有林との境界に至り、同所から恵那市有林と私有林との境界を南西進した後南進しさらに西北進し暗井沢林道に至り、同所から同林道を西進した後西北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>松倉鳥獣保護区</p>	<p>高山市岩井町地内の県道岩井・高山停車場線と林道志ん谷線との交点を起点とし、同所から同林道を北進し志ん谷との交点に至り、同所から同谷川を東北進し岩井町と丹生川町との境界に至り、同所から同境界を東進し岩井町と丹生川町及び朝日町との境界に至り、同所から岩井町と朝日町との境界を西進し牛首山三角点（一、四〇八・〇メートル）に至り、同所から県行造林地の西側の境界を西北進し岩井谷川に至り、同所から同川を西北進し岩井谷川と大板原谷川との合流点に至り、同所から同川を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>であいの森鳥獣保護区</p>	<p>高山市上岡本町の国道四一号と国道一五八号との交点を起点とし、同所から国道四一号を東南進し苔川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南西進し市道千鳥松倉線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道松倉七号線に至り、同所から同市道を西進し大規模林道八幡高山線との交点に至り、同所から同林道を西進し林道下松倉線との交点に至り、同所から松倉町字赤土内の谷を西北進し稜線に至り、同所から原山市民広場西側を流れる谷を北進し市道旅行村線に至り、同所から同市道を東進し市道新宮三号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道新宮二号線に至り、同所から同市道を北進し国道一五八号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>高山市庄川町牧戸地内の国道一五六号と林道七間飛線との交点を起点とし、同所から同国道を北東進し庄川左岸に至り、同所から同川を下流に進み御手洗川との合流点に至り、同所から南西進し三角点（一、〇四四・七メートル）に至り、同所から稜線を南進し三角点（一、〇二四メートル）に至り、同所から稜線を北東進し国道一五六号に至り、同所から同国道を西北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>			

<p>岩瀬鳥獣保護区</p> <p>高山市荘川町岩瀬地内の市道岩瀬秋町線と市道牛丸日照線との交点を起点とし、同所から市道岩瀬秋町線を北東進し岩瀬秋町線七号橋に至り、同所からスゲ尾谷と大サコ谷とを分ける稜線を南進し三角点(一、一二〇・六メートル)に至り、同所から荘川町赤谷と同町牧戸との稜線を西進し同町赤谷と同町牛丸との境界に至り、同所から同境界を西北進し荘川高原ゴルフ場の境界に至り、同所から同境界を西北進し同ゴルフ場クラブハウス進入路に至り、同所から同進入路を南西進し市道牛丸日照線との交点に至り、同所から同市道を西北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>野麦鳥獣保護区</p> <p>高山市高根町野麦地内の主要地方道奈川・野麦・高根線と高山市と長野県との境界の交点を起点とし、同境界を南西進し三角点(一、九五八・五メートル)に至り、同所から西北進し坂ノ谷と戸蔵谷との合流点に至り、同所から戸蔵谷を上流に北東進し野麦国有林一四〇林班と一一四一林班との境界に至り、同所から同境界稜線を北東進し一一四一林班と一一四二林班との境界に至り、同所から同境界を東南進し戸蔵谷に至り、同所から東進し高山市と長野県との境界に至り、同所から同境界を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>二 鳥獣保護区の存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで</p> <p>三 鳥獣保護区の保護に関する指針</p>	<p>名 称</p> <p>長良川鳥獣保護区</p> <p>指定区分</p> <p>集団渡来地の保護区</p> <p>指定目的</p> <p>当該地域は、アオサギなどのサギ類、コチドリなどのチドリ類、カルガモなどのカモ類などが生息するとともに、冬季にはマガモ、コガモなどをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な役割を果たしている。また、河川敷も豊かな環境を有しており、カヤネズミなど小型哺乳類をはじめホンドタヌキなども生息しており、鳥獣の生息地としても重要な役割を果たしていることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>百年公園鳥獣保護区</p> <p>身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p>当該地域は、市街地南の百年公園に位置し、市民はもとより多くの県民の憩いの場として</p>
<p>土岐鳥獣保護区</p> <p>身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p>当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリをはじめとする多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>釜戸鳥獣保護区</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>当該地域は、広葉樹林及びアカマツの天然林が広範囲に存在している。区域内には、多くの人が利用する竜吟湖、竜吟の滝や竜吟峡のウォーキングコースがあり、マガモ、オシドリ、メジロ及びホンドキツネをはじめとする多様な野生鳥獣の生息適地が多くあることから鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>上矢作大船山鳥獣保護区</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>当該地域は、大船山付近の緑地環境保全地域の大船神社、大船牧場、恵那市有林、財産区有林を取り囲み、さらに天然林を含む上村恵那国有林と接している野生鳥獣が生息する豊かな森林環境であることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>日影平鳥獣保護区</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>当該地域は、高山地域の東端部に位置し、区域内には飛騨高山スキー場等があり、市民の憩いの場となっている。区域内にはツキノワグマ、ニホンカモシカ、キジ、ヤマドリ等の多様な野生鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>松倉鳥獣保護区</p> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>当該地域は、高山市街地の西に位置し、区内には原山市民広場や松倉シンボル広場等があり、市民の憩いの場となっている。区内にはニホンリス、ノウサギ、キジ、ヤマドリ等の多様な野生鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>

であいの森鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、荘川町のほぼ中央部に位置し、生活環境保全林として休憩所、資料館などの施設や広場が整備されていることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
岩瀬鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、高山市荘川町の中央部に位置し、スギ、ヒノキの人工林が点在しているが、天然広葉樹林も多く、林相地形が変化に富んでいることから、鳥獣の生育に適しているため、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
野麦鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林やカラマツ等が混在する標高一、六〇〇メートルを超える山岳地帯であり、ヤマドリ、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息している地域であることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

岐阜県告示第三百八十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

令和四年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

名 称	区 域
長良川特別保護地区	岐阜市芥見地内の長良川に架かる藍川橋から下流、長良橋に至る水面の区域
百年公園特別保護地区	関市小屋名地内の字崩し、西植田、小洞、東植田、花之木、松木洞、柿ヶ子及び法田並びに山田地内の字久寿志、鳥屋洞、美津洞、一本木、九反田及び太田のうち岐阜県百年公園の区域

土岐特別保護地区	土岐鳥獣保護区内で昭和四十九年五月十四日森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の規定により保健保安林に指定された区域（陶史の森）
----------	--

二 特別保護地区の存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針

名 称	指定区分	指 定 目 的
長良川特別保護地区	集団渡来地の保護区	当該地域は、長良川中流域に位置し、アオサギなどのサギ類、コチドリなどのチドリ類、カルガモなどのカモ類などが生息するとともに、冬季にはマガモ、コガモなどをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な役割を果たしている。特に、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要である藍川橋から長良橋までの区域について、特別保護地区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の生息環境を保全する。
百年公園特別保護地区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、市街地南の百年公園に位置し、市民はもとより多くの県民の憩いの場として親しまれており、市街地近郊でありながら野生鳥獣の種類、数量とも豊富であり自然観察にも適した重要な地域である。したがって、当該地域を特別保護地区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。
土岐特別保護地区	身近な鳥獣生息地の保護区	土岐鳥獣保護区のうち、特に良好な鳥獣の生息環境となっている「陶史の森」について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場を確保する。

岐阜県告示第三百八十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

保戸島特定猟具 使用禁止区域	同所から同県道を西進し起点に至る線により囲まれた区域
中池北特定猟具 使用禁止区域	関市塔ノ洞地内の市道幹一 三号と中池西側の團路との交点を起点とし、同所から同團路を北西進し市道幹二 一 一 三 号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道幹二 一 一 三 号との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道八 二 九 九 号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道八 二 九 九 号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道幹一 三 四 号との交点に至り、同所から同市道を北進し東海環状自動車道（関テクハイ跨道橋）との交点に至り、同所から同自動車道を東進し市道幹一 三 号（しぐら坂トンネル）との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域
帷子特定猟具 使用禁止区域	可児市西帷子地内の市道大脇・石原線と市道八〇〇三号線との交点を起点とし、同所から市道大脇・石原線を南西進し市道刈谷・石原線との交点に至り、同所から同市道を南東進し県道御嵩犬山線との交点に至り、同所から同県道を南東進し国道四一 号との交点に至り、同所から同国道を南西進し愛知県との境界に至り、同所から同境界を北西進し一の木戸上ため池及び西山登山口から延びる登山道（西山休憩舎付近）との交点に至り、同所から同登山道を東進し西山林道（西山登山口）との交点に至り、同所から同林道を東進し、市道八〇〇三号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し起点に至る線により囲まれた区域
矢戸特定猟具 使用禁止区域	可児市春里地内の県道善師野多治見線と市一般道七 一 〇 四 号との交点を起点とし、同所から同一般道を北進し市道一 三 四 号との交点に至り、同所から同市道を北進し可児市立春里小学校北西端の市道一 二 七 号との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道一 三 五 号との交点に至り、同所から同市道を南進し県道善師野多治見線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線により囲まれた区域
浅間特定猟具 使用禁止区域	可児市久々利柿下入会地内の県道多治見八百津線と可児市と多治見市との境界との交点を起点とし、同所から同県道を北西進し神崎ため池と柿下ため池との三ツ角の交差点に至り、同所から山道を北東進し奥磯林道との交点に至り、同所から同林道を南進し浅間林道との交点に至り、同所から同林道を南東進し黒岩林道との交点に至り、同所から同林道を東進し主要地方
滝田特定猟具 使用禁止区域	道土岐可児線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東進し土岐市との境界に至り、同所から同境界を南西進し土岐市と多治見市との境界に至り、同所から多治見市との境界を北西進し起点に至る線により囲まれた区域
真名田特定猟具 使用禁止区域	可児郡御嵩町中地内の主要地方道多治見白川線と町道中三〇号線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北進し町道中二六五号線との交点に至り、同所から同町道を北東進し加茂郡八百津町との境界に至り、同所から同境界を東進し御嵩町御嵩と御嵩町中を分ける稜線に至り、同所から同稜線を南進し法定外道路（赤道）に至り、同所から同法定外道路を南西進し町道北田今井線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道中二三号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道中三〇号線との交点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る線により囲まれた区域
石徹白特定猟具 使用禁止区域	郡上市白鳥町地内の桧峠を起点とし、同所からスノーウエーパーク白鳥高原の境界を南西進し福井県との境界に至り、同所から同境界を北西進し民有林二六〇林班と民有林二六二林班との境界に至り、同所から同境界を北進し民有林二六一林班と民有林二六二林班との境界に至り、同所から同境界を北進し民有林二六一林班と民有林二六三林班との境界に至り、同所から同境界を北進し民有林二六一林班と民有林二六一林班と民有林二四九林班との境

<p>大日岳特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>郡上市高鷲町西洞地内の大日ヶ岳山頂を起点とし、同所から同市高鷲町と高山市との境界を北東進し白山国立公園との境界に至り、同所から同境界を南東進し吠谷に至り、同所から同谷の右岸を東進し市道西洞ひるがの線との交点に至り、同所から同市道を南進し中村谷との交点に至り、同所から同谷の右岸を南東進し国道一五六号との交点に至り、同所から同国道を南西進し節谷林道との交点に至り、同所から同林道を南西進し猪洞谷に至り、同所から同谷の左岸を北西進し猪洞財産区林との境界に至り、同所から同境界を北西進した後北進し大日ヶ岳国有林との境界を経て郡上市白鳥町との境界に至り、同所から同境界を北西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>池田南特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>多治見市脇の島町地内の土岐川に架かる月見橋を起点とし、同所から同川右岸を南進し諏訪大橋に至り、同所から愛知県との境界を西進した後北進し県道市之倉内津線との交点に至り、同所から同県道を南西進し市道四三二二〇九号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道四一五一〇〇号線に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>中津川特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>中津川市落合地内の落合川に架かるJR中央線の鉄橋と落合川左岸との交点を起点とし、同所から同左岸を南進し中央自動車道に至り、同所から同自動車道を西進し市道山ノ田松田線との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道恵下松田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道中津四六〇号線との交点に至り、同所から同市道を東南進し同市道の終点に至り、同所から四ツ目川遊砂工沿いに東南進した後西進し市道中津四六五号線に至り、同所から同市道を西北進し市道中津四六六号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し同市道の終点に至り、同所から宗泉寺へ向かう稜線を西進した後同稜線を西北進し市道中津四六八号線に至り、同所から同市道を西北進し市道恵下尾外岩線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道恵下尾外岩線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道恵下尾外岩線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道太田恵下線との交点に至り、同所から同市道を西北進し中央自動車道に至り、同所から同自動車道を西進し市道中津三九〇号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道中津一二〇号線との交点に至り、同所から同市道を西北進しJR中央線に架かる松源寺橋に至り、同所からJR中央線を北東進</p>
<p>福岡広恵寺特定 猟具使用禁止区 域</p>	<p>し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>恵那特定猟具使 用禁止区域</p>	<p>恵那市東野地内の飯沼川に架かる上橋戸橋を起点とし、同所から市道小麦田花無山線を南進し国道一五七号との交点に至り、同所から同国道を西北進し市道長島町二八五号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し中部用水管理道との交点に至り、同所から同管理道を南進した後西北進し市道長島町三三四号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道正家竹折線との交点に至り、同所から同市道を南西進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を南進し主要地方道恵那御嵩線との交点に至り、同所から同主要地方道を西北進し市道三郷町一二五号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道上平番場沢線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道上平筑田線との交点に至り、同所から同市道を北東進し主要地方道多治見恵那線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東進し市道羽根平六反田線(一一二八号)との交点に至り、同所から同市道を東進し主要地方道恵那白川線との交点に至り、同所から同主要地方道を西北進し市道恵那病院線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道大井町六五号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道丸池線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道恵那病院線との交点に至り、同所から同市道を北東進し主要地方道蛭川白川線との交点に至り、同所から同主要地方道を東南進し市道寺平的ヶ屋敷線との交点に至り、同所から同市道を東南進しJR中央線との境界に至り、同所から同境界を北東進し恵那市と中津川市との境界に至り、同所から同境界を南進し国道十九号との交点に至り、同所から同国道を南西進し明知鉄道との交点に至り、同所から同鉄道を東南進し市道清水白坂線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道東進し市道浜井場山ノ寺線との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道阿木大井線との交点に至り、同所から同県道を西北進し市道万場川原線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道小麦田花無山線との交点に至り、同所から同市道を南進し</p>

<p>奥矢作湖特定猟具使用禁止区域</p>	<p>起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>恵那市串原地内の矢作川に架かる奥矢作橋を起点とし、同所から主要地方道瑞浪大野瀬線を進み大川橋に至り、同所から愛知県との境界を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>上矢作木ノ実特定猟具使用禁止区域</p>	<p>起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>恵那市上矢作町字西石洞地内の木ノ実川に架かる服部平橋を起点とし、同所から同川を東南進しスズ洞に至り、同所から同洞を南西進し峯林道との交点に至り、同所から同林道を南進し遠山塚に至り、同所から同林道を南進しアドニスゴルフクラブとの境界に至り、同所から同川を南進した後アドニスゴルフクラブとの境界に至り、同所から同境界を西進し井沢川に至り、同所から同境界を南進した後西進し恵那林道との交点に至り、同所から同林道を北進し恵那市上矢作町と同市明智町との境界に至り、同所から同境界を北進し恵那市有林と私有林との境界に至り、同所から同境界を東進し木ノ実川に至り、同所から同川を南東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>高山西特定猟具使用禁止区域</p>	<p>起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>高山市下切町地内の宮川と小八賀川との合流点を起点とし、同所から宮川右岸を南進し石浦町地内のJR高山本線との交点に至り、同所から同本線を北進し市道石浦山王線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道石浦三三三線との交点に至り、同所から市道石浦山王線を北進し石浦町九丁目の交差点に至り、同所から同市道を東進し国道四一〇号との交点に至り、同所から同国道を西北進し国道一五八号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道新宮二二線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道旅行村線との交点に至り、同所から直線で南西進し農道新宮町三八号線の終点地に至り、同所から直線で南西進し農道新宮四一〇号線の終点地に至り、同所から直線で南西進し農道新宮四四号線の終点地に至り、同所から直線で西進し市道新宮細野沢線と林道舟ヶ洞内垣内線との交点に至り、同所から西進し清見町との境界に至り、同所から同境界を北進し川上川に至り、同所から同境界を同河川沿いに西北進し市道八日町下林線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道八日町一五号線との交点に至り、同所から市道八日町一五号線を北東進し市道太平橋八日町線との交点に至り、同所から市道太平橋八日町線を東進し川上川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北東進し主要地方道高山清美線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東進し県道名張・上切線との交点に至り、同所から同県道を北東進し、JR高山本線との交点に至り、同所から同本線を北進し国府町との境界に至り、同所から同境界を南西進</p>
<p>高山東特定猟具使用禁止区域</p>	<p>し起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>高山市下切町地内の宮川と小八賀川との合流点を起点とし、同所から国府町との境界に沿って小八賀川を東南進し下切町と国府町及び丹生川町との境界との交点に至り、同所から丹生川町との境界に沿って南進し市道松本下切三三三線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三福寺松本一〇号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道松之木上野線との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道三福寺松之木線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道石浦大洞線との交点に至り、同所から同国道を南進し国道三六一号との交点に至り、同所から同国道を東南進し市道塩屋一五号線との交点に至り、同所から同国道を南西進し市道岩井・高山停車場線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道石浦大洞線との交点に至り、同所から同市道を南西進し宮川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>船津特定猟具使用禁止区域</p>	<p>飛騨市神岡町船津字牧ヶ平地内の国道四一〇号と国道四七二号との交点を起点とし、同所から国道四七二号を東進し高原川を渡った後東南進し県道打保・神岡停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西進し県道長倉・神岡停車場線との交点に至り、同所から同県道長倉・神岡停車場線を東南進し大字東雲字堂垣内と字檜垣内との境界に至り、同所から同境界を南西進し大字小萱との境界に至り、同所から大字東雲と大字小萱との境界を西北進し市道上村線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道第一玉姫線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道第二玉姫線との交点に至り、同所から市道第二玉姫線を西北進し市道第一玉姫線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道長倉・神岡線との交点に至り、同所から同県道を西北進し市道蠟川・相生線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道上アソラ線との交点に至り、同所から市道アソラ線を南進し市道第一朝浦線との交点に至り、同所から市道第一朝浦線を西進した後北進し市道蠟川・相生線との交点に至り、同所から市道蠟川・相生線を南西進し市道幸土・富士ヶ丘線との交点に至り、同所から市道幸土・富士ヶ丘線を西進し国道四一〇号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

飛騨金山の森特
定猟具使用禁止
区域

下呂市金山町弓掛地内の県道金山明宝線に架かる相目橋と飛騨金山の森遊歩道「猿鳴の径」との交点を起点とし、同所から同遊歩道を北東進し同遊歩道「望郷の径」との交点に至り、同所から同遊歩道を南進し県道金山明宝線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線により囲まれた区域

三 特定猟具使用禁止区域の存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

令和四年十一月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社